

第5回「議員報酬等に関する在り方調査会」事項書

平成23年12月22日 午後2時～
議事堂5階 501委員会室

1 開会

2 協議

(1) 議員ヒアリングの結果について

(2) 調査報告書の検討について

3 閉会

第4回「議員報酬等に関する在り方調査会」の論点整理(案)

(活動時間)

- ・ 議員というのは、定例会中だけ会議に来て、それ以外は仕事をしていないイメージがある。県政に係わる仕事をどの程度しているのか、データで明確に伝えたい。
- ・ 県民には議会改革が進んでいること自体が知られていないので、議員が職務にどれだけ時間を費やしているかを理解することも難しい。
- ・ 活動時間の日数換算は、6～9時は除外して18～21時は算入するというのが常識的である。私的活動日数54日というのは、常識的な結果だと思う。

(報酬の対象)

- ・ 県民は、後援会活動や選挙活動は報酬の対象ではないというイメージを持っていると思う。それにより議員活動が維持されている面はあるが、どこかで線を引かねばならない。

(知事等との比較)

- ・ 福島町は執行機関三役の平均給与をベースに比較している。教育長も含めて考えてみてもいいと思う。
- ・ 知事の総所得をどこまで見込むのかということと、職務や責任の違いによる単価をどう考えるのかという2つの議論がある。
- ・ 知事にだけ退職金があることは前提条件として、それを含めた4年間の所得総額を比較し、それに活動日数や責任の違いをどう盛り込むかという考え方でいいと思う。
- ・ 一人で外に向かって県を代表し責任をとる立場にある知事と、合議体のメンバーである議員の責任の重さの違いを、報酬としてはどの程度の比率で考えるのが正当であるか。
- ・ 知事の責任の重さに対して退職金があるという考え方をあるが、妥当とは思えない。

- ・ 退職金を除いて考えた場合、議員の単価が知事と同じでは高すぎるというのが一般的な感覚として出てくるが、これを数字で客観的に説明することはできない。
- ・ 知事が1年間でどれくらい職務のために活動しているのか、議員と比較しないとバランスが取れないので、ぜひ実態を知りたい。

(役職加算)

- ・ まず議員としての報酬を考えたうえで、議長・副議長の役職加算の比率をどう考えるかという点と、委員長にも役職加算をすべきかどうかという点が問題として残っている。
- ・ 委員長は委員会審議を取りまとめて報告する責任を負っているので、普通の議員と同じでよいのかという議論はある。
- ・ 委員長の役職加算をしている県はまだ多くないので、三重県議会の活動実態を聞いたうえで、将来的な考え方として入れることはできる。
- ・ 議員ヒアリングで委員長経験者から実態を聞いて、情報を持ち寄ることにする。
- ・ 正副議長が一般の議員よりも拘束時間が多いことは客観的に出てくる。委員長は責任の違いもあるが、それは議会として共通で担っていると考えれば、それほど重視する必要はないと思う。
- ・ 議会が修正議決などに取り組むようになると、委員長の労力や役割が非常に大きくなって、ほかの委員とは相当違ってくる。
- ・ 委員会が重視されるのは好ましい方向だが、それを報酬に反映させるのは話が複雑になる。責任は任期の中で共有していると考えたほうがよいと思う。
- ・ 議会基本条例に位置づけられた会議の長も、委員長と同様に熱心に取り組んでいる。法律上の位置づけの有無で、一方だけ報酬に反映するというのはいかがか。

(類似団体)

- ・ いろいろなことを理解する場合、類似団体と比較するということが多いが、三重県はどういうところと比較しているのか。

(報告書の内容)

- 都道府県議会で初めての調査会なので、「調査報告書」の形式とし、すべての資料を収容して、次の人たちの参考になるようにまとめたい。
- 報酬算定の具体的な方式を作るだけでなく、二元代表制や首長と議会のあり方の問題など、これから目指す大きな方向も示したい。
- 三重県議会の改革をさらに進めていくための観点や、今後、全国の議会がこの問題を考える際の先行事例としての観点も必要である。
- 地方議会の議員はボランティアでいいという意見もあるが、議会活動を職務として行う限りは成り立たない。そういう意見はあるが、好ましくないということは入れてもよいのではないか。
- 三重県議会はフロントランナーとして議会改革に取り組んできたし、今後も役割を果たしていくということが県民にも理解されるような形にしたい。
- 実態調査をはじめとして、どんな調査をし、どう検討したかを書き込まなければならない。
- 報酬、政務調査費とも、地方自治法上の扱いと条例や実態の扱いの違いを述べることは可能である。
- 報酬の報告の際にも、政務調査費との関係は大きな方向を言う必要があると思う。
- 基本的には、条例本則で定めるべき額を報告することになる。そのうえで、知事は特例で額を下げているように、議員についても三重県なりの判断があっても然るべきである。
- 中間報告では、報酬と政務調査費は違うということと、現在はこういう扱いになっていて現実はこちらだということまでにして、どうすればよいかという議論は残っているということでしょうか。
- 次回、骨子案を検討することとする。

(政務調査費)

- 報酬と政務調査費の処理の違いは明確だが、実態を見るとそんなに区別して使っているわけではない。報酬に政務調査費分を上乗せして自由に使ったほうがよいという考え方もある。

- ・ 1円から領収書を整えることはできるが、政務調査がどういうところで役立っているのか説明するのは難しい。手続きで縛ることが本当に議員活動を支援することになるのか。
- ・ 仕事の質を高めるために必要だが、それをどう証明するかはもう少し仕組みを考えたほうがいい。第二報酬ではないということははっきりさせるべきではないか。

配付資料一覧

- | | |
|-------------------------|------|
| 1 議員ヒアリング結果概要 | 資料1 |
| 2 議員と知事の公務時間等の比較 | 資料2 |
| 3 議員報酬及び期末手当の年額（財政力指数別） | 資料3 |
| 4 中間報告の構成案 | 資料4 |
| ○ 市長の給与 | 参考資料 |

議員ヒアリング結果概要 目次

1	調査会に対する意見	
(1)	調査会への期待、要望	p 3
(2)	活動実態調査	p 3
2	制度改正	
(1)	法改正	p 4
(2)	歳費という考え方	p 4
(3)	議員定数	p 4
3	議員報酬	
(1)	対象範囲	p 5
(2)	金額	p 5
(3)	報酬と生活費	p 6
(4)	生活実感	p 6
(5)	算定方法	p 7
4	政務調査費	
(1)	交付対象	p 8
(2)	交付金額	p 8
(3)	会派分と議員分	p 8
(4)	事務の煩雑さ	p 9
(5)	使途	p 9
(6)	事務所経費	p 10

5 議員活動

(1) 活動内容	p 11
(2) 活動資金	p 11
(3) 活動時間	p 12
(4) 区分の難しさ	p 12
(5) 後援会活動	p 13
(6) 政党活動	p 13
(7) 必要経費	p 13
(8) 選挙費用	p 14
(9) 冠婚葬祭	p 14
(10) 日常生活	p 15
(11) 生活保障	p 15
(12) 兼業	p 15

6 役職加算

(1) 正副議長	p 16
(2) 委員長	p 16

議員ヒアリング結果概要

1 調査会に対する意見

(1) 調査会への期待、要望

- ・ 今まで議員報酬は、報酬審議会で審議されてきたが、その根拠がほとんど論じられずに来ている状況であり、この調査会が中身を精査して額について答申するのは全国的にも例がなく、期待している。
- ・ これから全国でさまざまに報酬等を議論していく中で、一つの大きな先例になるのではないかと考えているので、この調査会には期待している。
- ・ 議員も活動や選挙事情が違えば経費にも違いがあるので、今回の調査でそれを読み取り、現状の活動から見た報酬額を検討いただきたい。
- ・ 二元代表制の一方としての議会の権能や在り方を追求するという観点でも考えていただきたい。
- ・ 報酬額の議論は結論が出ないと言うか、誰も線を引けないと思っているので、調査会や県民が決めたならそれに従えばいいだけだと思っている。ただし、仕事を辞めて飛び込む覚悟で来たのに、世論の動向で任期途中に変えられるのは非常に不本意である。
- ・ 現在、民間給与が厳しく、公務員の給与等に厳しい見方がされているが、だからこそ公務員に対する必要な経費はしっかりみななければ、いい仕事はできないと感じる。
- ・ 議員の実態をちゃんととらえる必要がある。ペーパーのアンケートで表せなかった部分については、ヒアリングで率直な意見を言えてよかった。

(2) 活動実態調査

- ・ 定例会終了後の今年の1月ぐらいからは、おそらく誰でも選挙一色だと思われるので、日常的な活動という意味での参考になる時期ではないと感じる。
- ・ 地域性をはじめ、議員個々に活動実態が違ふということだけは確認いただきたい。
- ・ 私が分担した1月は、旧町村の初集会というのがあり、そこでの県政報告会に多い時は1日5、6ヵ所行くことがあった。1、2月は、そういうことが多くて、土日はそれに費やさねばならなかった。
- ・ 私が分担した3月は、11日の東日本大震災以降は、自分の家族を置いても出て行かなければならないという使命感を持って、本当に寝る間も惜しんで活動したという事情がある。

2 制度改正

(1) 法改正

- ・ これから地方分権、地方行政並びに議会というものが重要視される中で、地方自治法で縛られているものはまだまだたくさんあるので、国会議員も地方議会出身の方もたくさんいるのだから、同じ目線で議論をしてほしい。
- ・ 地域の政策活動に専念したことが評価され、アピールしやすいような選挙制度にしたい。そうなると、お金がかからなくて通るべき人が通ってくる。
- ・ 分権一括法を踏まえて、議員の活動基盤の強化のため、政務調査費の法的な位置づけを行うよう国に求めたが、できなかった。
- ・ 報酬を減額して家族手当を作るというアイデアは面白いと思うし、自分が子育てを終わったあとは、若い議員のためにそういう互助的なことがあっていいと思う。
- ・ 一番お金を使うのは印刷とか郵送費なので、議員のそういうものは安くするような制度があると大変に助かる。
- ・ 議員の中でも、若い独身の人、子供の教育費や家のローンがかかる人と違いがあるが、報酬は同じである。生活保障という観点では、家族手当を出すという方法も考えられる。

(2) 歳費という考え方

- ・ 歳費と政務調査費しか条例上出せないのであれば、これを一まとめで歳費として、政務調査費は少なくしてもいいと思う。
- ・ 北海道福島町では、報酬を歳費という形で議会基本条例に書いているが、法律上の問題はあるものの、広い意義でとらえて議員歳費という考え方を持ってもいいと考えている。
- ・ 生活は工夫してやっていくしかないが、どうしても政務調査費では出せないものがたくさんある。歳費という形を取ったほうが考えやすいし、動きやすい。

(3) 議員定数

- ・ 報酬と定数が議論になるけれども、議会の決めごとをするだけなら定数はもっと少なくてもいいと思う。
- ・ 報酬を減らすというよりは、人口が減っているので、選挙区も含めて議員定数を減らすほうが大事だと思う。

3 議員報酬

(1) 対象範囲

- ・ あまり狭い意味で議員活動をとらえるのではなく、広い意味でとらえるべきではないかと思っており、議員報酬の考え方も広い意義をもってとらえていただきたい。
- ・ 一番大きいのは選挙費用で、積み立てている人もいるし、借金し返済している人もいる。しかし、それを公費でというのは非常に難しい。
- ・ 同じ用務でも議員派遣で行った人は公務災害、政務調査費で行った人は対象外となる。そういう意味でも報酬の範囲は重要である。

(2) 金額

- ・ 報酬額だけを見るとすごい金額と思っていたが、いろんな経費を引かれて可処分金額で活動するとなったとき、本格的にやろうと思ったら難しいと思う。
- ・ 退職金のない分は、毎月の報酬に含めて出していただくことが本来ではないのかと感じる。
- ・ 議員の報酬は高いので、削減しなければいけないと選挙戦で訴えてきた。
- ・ 仕事をしっかりやっていたら、対価をいただくというのは当然だが、県の財政が厳しい中で、削減できるところは削減しなくてはいけない。議員報酬だけでは全然足りないが、高い安いでなく 1,000 万円くらいでできる活動量にしなければいけない。
- ・ 現在の三重県議会の議員報酬と政務調査費については、これくらいの額は必要である。額が下がれば活動レベルも下がるし、額を上げれば、もっと活動する人も出てくる。
- ・ 世間のことを考えると、今の報酬等で頑張るしかないと思うが、報酬等を減らすと専門議員は減ってしまう。ある程度地位のある人か、退職後の名誉職でしか議員にならない以前の政治社会に戻ってしまう。
- ・ 私の場合、子どもはみんな独立しているし、配偶者も働いているので、この報酬の中で自分の暮らしも議員活動も成り立つが、子育てをしていかなければならない人がこの報酬で議員活動も家族のこともやろうと思ったら、そんなによい金額ではないと思う。
- ・ 私は、今の報酬にも政務調査費にも満足しているが、上がれば上がったように頑張るし、調査の仕方も人を雇ってやるなどいろいろ変えることができる。
- ・ 議員報酬の物差しがないなかで、世間一般的には「安ければいい」という風潮だが、議員をやっていくにはある程度費用も必要である。議員を志す人が議員をやっていくための最低限の額は確保する必要がある。
- ・ 議員の報酬は一律でなくてもよいのではないかと。議員も子育て世代は多いので、子供の養育費などは、生活費として報酬に含めてよいと思う。

- ・ 公務員の給与水準が非常に高いと言われているが、彼らに給与を下げろというのであれば、我々も報酬を増やすことは難しいという世間の声は感じている。
- ・ 議会は二元代表制の一翼を担っているが、必ずしも知事と議長の報酬が一緒でなければいけないとは思わない。
- ・ 歳費の手取りが5、60万で、そこから事務所経費を払うと、ギリギリである。教員や県職員で、共働きか時間外勤務が多い人たちがそのまま議員になったら、生活は苦しくなると思う。

(3) 報酬と生活費

- ・ 前職よりも手取りは増えたが、生活全体としては非常に窮屈な感じである。商売をしている支援者からは無駄なものを買わなきゃいけない時もあるが、地域の政治家として活動している以上、ある程度の付き合いは無視できない。
- ・ 議員報酬はサラリーマンの給料と違って事業収入みたいなものであり、そこからいろいろ必要経費等が出ていく。それで手元に残ったものが、サラリーマンでいう給料なのかと思う。
- ・ 報酬の生活費と生活費以外の部分の比率は、半々ぐらいではないかと思う。生活費以外の部分を大まかに言えば、選挙費用の積立（返済）、冠婚葬祭、後援会活動、事務所経費の自己負担分である。
- ・ 報酬は議員の身分保障のような形で生活費としてみて、政務調査費を広げて経費的なものをみるというのは、政治活動の基盤を強化するという点では一理ある。
- ・ 事務所経費などを政務調査費で上げたら半額は報酬からということになるので非常に厳しい。頑張れば頑張るほど議員報酬がどんどんこちらへ振り分けられてしまっている。
- ・ 議員報酬は生活保障という考え方もあるが、単純に議員報酬から政治活動費を抜いて生活保障としても、現状では地域の付き合いとかに生活費から身を切るとするのは避けられない。

(4) 生活実感

- ・ 議員報酬の額だけ見ると高いと意識される方が多いと思うが、実質的にどれだけ使えるのかを考えると、一般的な社会のサラリーマンの方よりも少し下にいるのではないかと感じる。
- ・ 若い世代がリスクを負って選挙に出て、自分の満足できる政治活動をやって、果たして十分な教育費の支出ができるのかと思う。
- ・ 若い人が起業家を選ぶのか、一部上場の会社に入るのを選ぶのか、議員になるのかという話になったとき、議員に出られる状態の人しか出られないという感じがする。
- ・ 公務員時代と比べると、子どもたちが中学、高校という年代ということもあるが、今の生活のほうが苦しいというのが家族の感想である。報酬を議員活動に注ぎ込むことが多いので、そういう生活水準になっている。

(5) 算定方法

- ・ 財政規模や人口が同じ自治体との比較だとか、全国で三重県がだいたい真ん中ぐらいだからというようなことは避けていただきたい。
- ・ 知事の給与も人口や財政規模、近隣との比較の中で決定されてきている点では、根拠がないと思われるので、知事給与が議員の報酬の一つの基準になるというのは、議論としては少しおかしいと思う。
- ・ 議員報酬については、議員定数と同じで、隣の県がこれぐらいだからうちの県はちょっと少なめにしようかとか、相対的なものではないか。
- ・ 首長が執行権と予算権を持っている。議会はチェック機能を持って一定の調査や政策提案はするが、執行権と予算権を持っていないという意味合いからすると責任が軽い。
- ・ 二元代表制とは理論的ではあるものの実態は違う。今までの三重県議会の流れとは違うかもしれないが、議員と同じ給料では知事はやっていられないと思う。
- ・ 時間だけで計れるのかという不安は持っていて、金額を決めるということであるなら、使っている金額の実態アンケートはするのかなと思っている。
- ・ 報酬を減らし政務調査費を増やして、政務調査費の基準を少し柔軟にするというのは一番きれいかもしれないが、逆に政務調査費を削っても、その分を報酬に上乗せして欲しいというのが正直なところで、報酬については自由度があるので当然の話である。

4 政務調査費

(1) 交付対象

- ・ 新幹線のグリーン車は必要ない。グリーンに乗りたい時は実費で乗ればよい。
- ・ グリーン車は単に移動手段ではなく、降りた瞬間から仕事ができるという休憩の場所であったり資料を読んだりする場でもある。
- ・ 政務調査費制度でおかしいと思うのは、宿泊費が16,500円で決まっているとか、ガソリン代が1キロあたり30円で決まっているとか、あれは少し多すぎると思う。
- ・ 電話の対応はほとんど携帯でやっているの、半分でも政務調査費から出して欲しい。
- ・ 政務調査費は、柔軟に対応して欲しい。市内でも遠い所だと片道700~800円かかるし、駐車場を利用しても対象にならない。
- ・ 使途が今よりクリアになって、仕事のための経費だということが分かればよいのだろうが、その基準を作るのが難しいと思う。今はすごく厳しい制約があるので随分柔軟にせざるを得ないと思う。
- ・ 政務調査費を幅広い議員活動に使えるというようにしていただくと、もう少し落ち着いた活動ができるようになる。今はあまりにも絞り込みすぎだと思う。
- ・ 政務調査費は、もっと自由に使えるようにしたほうがよいと思う。いろいろな行事に行っただけでなく、そこで情報を取るのがすごく大事であり、自分としては政務調査の活動の一環ということで整理している。

(2) 交付金額

- ・ 個人分は半分ぐらい、会派分は9割を返還している。それがいいと思っているわけではないが、議員活動に支障を来すことはない。財源等も考えると半額でいいと感じている。
- ・ 活動範囲の広い人は使い、要らなければ返せばよい。頑張っている人がだんだん貧しくなっていくような制度ではいけないと思う。そうでないと将来、若い人や優秀な人が議員として育っていかないと思う。
- ・ 政務調査費の額は、今の使い勝手から言うとそんなになくてもいいと思う。
- ・ あればあるように使うし、なければないでやれると思っていて、市議時代のわずかな額でも、県議になって高額な調査費をいただいても、どちらも満足をしている。
- ・ 今もらっている政務調査費でも足りないが、もう少し経費の100%なりを認めていただけるような運用ができればと思う。

(3) 会派分と議員分

- ・ 報酬が個人に入るならば政務調査費は会派に渡すなど、政務調査費と報酬というのは、どこかで住み分ける必要がある。両方とも個人に入るので、線引きが難しくなり、いろいろ批判を受ける。

- ・ 全部会派分にするのは無理である。大部分は私の自由行動であり、会派でやる団体行動よりも価値が高いと思っている。県民からみれば会派と個人の割り振りは大した問題ではないと思う。
- ・ 会派と個人と両方あるが、会派としての活動もやっているのだから、半分近くに割られている現在の形でよいと思う。
- ・ 海外調査などグループ活動は、個人より会派交付分を使う方が説明しやすい。
- ・ 会派分で購入した物は、きちんと会派においている。個人で出してもいいが、会派があるのだから、会派活動もある程度すべきである。
- ・ 会派と個人で2本立てになっていた方が、わかりやすくよい。

(4) 事務の煩雑さ

- ・ 細かいところまで決まってい、それに時間を費やさなければいけないとか、本来でない議論がされてしまうのは、非常にもったいないと思う。
- ・ 民間等の会社勤めが長い人は領収書で経費精算するのに慣れていても、自営業や農家から出てきた人には大変な苦痛になる。
- ・ 使い方について、何かあった時に説明するのは議員だから、事務局はそんなに気を使う必要はないと思う。
- ・ 有権者の関心は1円の使い方ではなく、大きな枠組みの中でどういうふうに使っているのか、本当に使っているかというところにあると思う。
- ・ 領収書等の処理に要する事務量が多いため、経費がかかって本末転倒な部分がある。きちんと処理することは民間会社でも当たり前のことだが、組織の中で事務をするのと、県会議員やその家族がやるのとでは違いがある。
- ・ 資料の煩雑さ、膨大さというのは非常にあり、事務員や妻に任せず自分でやっているのだから、本来の調査業務の時間を食っていると感じている。
- ・ 議員が一番頭を悩ましているのは、政務調査費の1円までというところで、1日何キロ走って、どこへ行ってどういう調査をしたというのを1年365日整理する作業は大変である。
- ・ 県民からは全部見られるので、議員がどういう活動をしてきたか、すべてお見通しになる。きちんとすれば、議員の365日の動きが分かるから制度としてはいいが、作業は何とかならないかと思う。

(5) 使途

- ・ ほとんどの議会が、政務調査費は1円からの領収書で全部オープンになってきているから、当然、妙な物に使えば見えてくる。ガイドライン以前の話として、ある程度の自己規制があるのでないかと思う。
- ・ 政務調査費は現在減額されているが、使途が本当に限定されているので、使い切るのはすごく大変だと思う。使途を少し柔軟にしてもらえれば、それで変わる可能性がある。
- ・ 議員は個人事業主なので、それぞれでやり方が違うし、いかに活動しながら選挙の集票もしていくか、企業秘密的なノウハウも見えないところではある。それが政務調査費の使途を見れば全部分かってしまう。

(6) 事務所経費

- ・ 少なくとも事務所経費、事務所に係わる人件費は最低限、議員活動の範囲としてみるべきだと思う。
- ・ 事務所経費について、明確な基準が欲しい。使った費用の何等分でなく、事務所費はいくら事務員はいくらなど決められている方が楽だと思う。
- ・ ビルの1室を事務所として借りているが、部屋代の5万円のほか光熱費とかコピーも必要である。電話番として事務員1人もおり、全体で年間240万円かかる。
- ・ 事務所経費で、政務調査費200万円のうち半分は出ていく。
- ・ 自宅が事務所を兼ねていて、秘書業務も妻がやっている。出入りする人は自宅にやってくるので妻は接待などで付きっ切りであるが、事務所を持てば、月10～15万円は必要なので、その分は助かっている。
- ・ 事務所経費は4万円余りで、2万円を政務調査費で出して、あと2万円は自分で出している。事務員は雇っておらず、自分が毎日、夜に行くだけで電話も転送になっているので、そんなにお金はかかっていない。
- ・ 事務所経費は、政務調査費の個人分18万円の2分の1の9万円までということなので、光熱費などを考えると、事務員の分までは無理であり、月10万円以上を報酬の中から負担している。
- ・ 事務所費を全額政務調査費で見てもらうのなら、一般論として、例えば家賃10万円、職員の人件費15万円、光熱費なども合わせて月30万円になる。
- ・ 土地建物を買い取って事務所に使っているため、固定資産税と必要経費、光熱水費、事務員の人件費がかかっており、半額を政務調査費で処理している。
- ・ 人件費については、月8万円で、後援会事務所、党の支部、政務調査のための議員個人の事務所を兼ねているので、按分して4分の1を政務調査費で対応している。

5 議員の活動

(1) 活動内容

- ・ 県職員は現場で直に把握したり聞いたりしていないため、地元の声が県の行政に届いていない部分がある。議員が住民に接していろいろ情報を取ってきているが、それをなかなか理解していただけない。
- ・ 普段は事務所へわざわざ来るというより、自然な活動の中で要望等をされることが多く、また多種多様な生の声を聞くことができる。自分が動くことによって意見をいただくことが中心である。
- ・ 3年で車の走行距離が10万kmを超えていた。これが課題の多い地域での自分のあり方ではないかと自分なりに日々頑張っている。
- ・ イベントに出席するのは、選挙のためだけではなく、みんなはこんなことを望んでいるんだということも分かるので、議員の政策活動でもある。
- ・ 大勢で調査に行くよりも、個人でその地域とか人に触発されるような調査が習慣になっている。みんな得意分野とか好みが違う中で、集団での視察はものすごくアバウトになっているのが現状だと思う。

(2) 活動資金

- ・ 政治献金と議員報酬と政務調査費と財布は三つあるわけで、それをどう使いこなすかの問題である。
- ・ 特定の企業や団体から政治献金を受けることは、しがらみができて自由な議員活動を束縛するので、そういう献金は受けずに活動している。報酬が減ったら政治献金を受ける方向にせざるを得ないと思うが、自分にとっては非常に心苦しいことである。
- ・ 年1回、各地域で県政報告会をしているが、パーティーなど個人で政治資金を集めるような活動はしていない。
- ・ 活動資金は政務調査費が半分、あとは後援会とか個人で負担している。
- ・ 後援会費を徴収しているわけではないが、イベントごとのお金は参加者等から徴収できる形になっている。
- ・ 国は政党政治だが、地方議会はそうではない。政党助成金はほとんどが国会議員に使われて、我々のところには1円たりとも流れてこない。
- ・ 選挙時は、党からは推薦状だけで選挙費用は来ない。政党助成金が地方議員までくる仕組みが必要とも思うが、それに頼ると政党に入る必要があり、個人の政治信条を束縛してしまう。
- ・ 政党支部には、政党助成金が出ている党本部から経費の一部が割り当てられているが、あくまでも支部の運営費であり議員が使うことはできない。

(3) 活動時間

- ・ この半年間、非常に忙しい。いろんな勉強や人と会うことで土日もない感じで、大変な仕事に就いたと思う。
- ・ 以前の仕事も朝7時から夜9時、10時まで仕事はしていたが、今の方が多い。いつも議員であることを意識して休んでいる気分にならないのが、時間が長く感じる原因だと思う。
- ・ 頼って来られる方とか意見を言ってみえる方とか、人と接する部分が雑談も含めて結構多い。毎日それに忙殺されているような状態で24時間活動である。
- ・ 6時に起きてメールや郵便物のチェックに始まり、文章作成などのデスクワークに1時間から1時間半ぐらい使い、それから夜まで外に出かけている。
- ・ 議員の行動というのは、公務も私的もすべてが一緒になっている。様々なことをあわせてやり、総合政策事務所のようなものであり、しかも24時間動いている。

(4) 区別の難しさ

- ・ どこまでが政務調査活動でどこまでが政治活動か、実際に議員として地域や三重県のために動くうえで、区別することは非常に難しいと実感している。
- ・ 私的な会合に出ている議員というのを背負っているのも、生活費、実費弁償、後援会でやる政治活動をスッキリ分けることは難しい。
- ・ 地域の中で自分の主張を述べ、皆さんの意見を聞くことが後援会活動であるし、同時に政務調査そのものでもあるのだから、分けること自体に無理があるのではないかと思う。
- ・ 現実には議員活動、後援会活動、選挙に向けての活動は一体になっている。本来の議員活動を追求していても、必ずしも選挙に強くなれないという現状がある。
- ・ 議員活動と政治活動、政務調査活動があるが、資金を調達するためには政治活動が増えてくる。そうすると他の活動が圧縮されるが、やはり多くの議員は議員活動をしっかりやりたいと思っている。
- ・ いろんな行事に少し早めに行って話をし、そこから情報収集をする。顔を売るためと言われるとそれまでだが、そうした中で話を聞くチャンスはいくらでもあるし、議員活動の一つとしても視点はあると思う。現場へ行くことの大切は認識しながらやっている。
- ・ 本会議、委員会は報酬として、政策立案形成は政務調査に入っているが、広報広聴、公的行事、住民相談などは非常に曖昧である。
- ・ 議事堂に来て公費はつかず、政務調査費を使う必要があるときもある。議事堂へ役目として来ているのに公費が出ないのはおかしいと思う。議会改革で会期を増やしても経費をあげないようにしようとした考え方はいいが、実務が追いついていない。
- ・ 議員としての当然在るべき姿と思うが、議員の活動は家庭にいるときを除いて年間を通じて絶え間がない。どんな活動であろうと、すべて議員としての立ち振る舞いをする必要がある。

(5) 後援会活動

- 選挙1年前ぐらいからは、後援会活動も活発になる。
- 初当選のときは非常に経費がかかったが、当選後は勉強に集中していたので、後援会活動は非常に少なかった。それでも年に何回か大きなことをやったし、地域での細かいこともやった。
- 理想と現実があって、後援会が自主的に政治活動をし、地域の政策まで作り上げ、議員と両輪になって地域の課題を解決していくことは大事だが、みんな忙しい。
- 後援会活動といっても、組織をつくってプランから政策誌づくり、資金を集めて集会をするなどということは、全部私が丸抱えで段取りをする。
- 後援会の会員は、5,000人くらいいるが、そこへ振り分けるお金とか時間とか全然余裕がなかったので、1期目の4年間は全く活動できなかった。

(6) 政党活動

- 政党としての時局講演会とか県政報告会を行い、後援会活動には主は置いている。
- 国会議員は党に入るが地方議員は本人に任されているので、入らないことを選択している。政党と自分の考えがぴったり一緒ではないし、活動の地盤は党ではなくて現場にある。しかし、選挙になったら党と一緒に党員と遜色なくやっている。
- 県議会議員と市町議会議員とは差異がある。市町議会議員は地域の代表としてあまり政党に限定されないことが多いが、県議会議員は国会議員の選挙とのからみもあり、政党として一定の方向を持つことが議員のスタンスとして問われる。

(7) 必要経費

- 思った以上に経費がかかる。若い人が県のため国のために議員になるという判断をするときに、経費的な部分も担保しないと本当に優秀な人材がくるのかと思う。
- 新聞折り込みしていた県政レポートの配布を、後援会と合わせて郵送にしたが、1,500~2,000通×80円と郵便経費がかなりかかる。
- お祭りとか学校の行事もかなり呼ばれるが、今は全て手ぶらでもいい。総会や新年会などのパーティーは、会費が必要である。
- 後援会のイベントは、その都度の会費で賄うようにしているが、会場費など自腹を切ることもある。
- 一番お金がかかるのは、自分の名前を売るための印刷物や郵便代等宣伝広告費である。
- 必要経費が普通の職業とは違った形で要るので、差し引きすると残るものは本当に少ない。活動の仕方にもよるが、自分は特別にやっているわけではなく、一般的だと思っている。
- 選挙費用積立(返済)、冠婚葬祭、後援会の飲食代等を公費で出す名目は絶対立たないが、実際にはそこがお金がかかっている部分である。

- ・ 必要経費がみられている国会議員と違い、県議員は必要経費を自ら捻出することがないと活動が難しい。
- ・ 地元において、議員として一般住民よりやせ我慢して支出しなければいけない部分というのがある。

(8) 選挙費用

- ・ 選挙の当選ラインで考えても、県議会は市議会の6倍になる。活動や経費に影響する。
- ・ 4年間で貯まるお金は前職よりも多いが、それは選挙の時に必要になる。リーフレットなどの印刷物に百万円単位のお金がある。
- ・ 選挙のための報酬からの積立金は、4年間で1,000万円のつもりでやっている。
- ・ 県議会選挙は、国政と市町村議会との中間的なもので、まだまだ後援会活動を含めたお世話役活動のようなものが多く、なかなか政党選挙とは行かない。
- ・ 選挙費用はパーティーや募金で集めるべきで、報酬をあてるべきではないだろうが、現実にはそういうわけにはいかない。

(9) 冠婚葬祭

- ・ 葬式に関しては、一番現場に近い市会議員が行くことが多く、県議の場合は、そこまで行っているときりがないということで、県本部から弔電を出すシステムになっており、個人から出すということは少ない。
- ・ 葬式は、私の地区は申し合わせで基本的に行かない、行っても香典は持って行かない、電報も打たないと決めたが、たまたま私の地区が合意できただけで、他の選挙区は難しいであろう。
- ・ 自分の選挙区では、葬儀は、名刺1枚でやっていただいている。ただ、できるだけ多くお見送りに行く。
- ・ 支持者から連絡があったら、3,000円ぐらいの弔電は丁寧にやらせていただいております、お断りすることは絶対がない。
- ・ 県議員はエリアが広いので、付き合いがとても広い。一般的な付き合いを欠かせるとうかがい集まってくれない。政策的な課題とか地域の課題を集めるには、付き合いのベースが必要である。
- ・ 新聞の「お悔やみ欄」を見て必ず弔電を出す。1通1,500円×1,000人で、年間150万円かかる。後援会の会員であれば、葬式や通夜にも行く。
- ・ 葬式はよほど親しい人以外は出ないが、弔電は打つ。弔電を申し合わせで禁止している地域もあるので、三重県全体でもしてほしいと思う。
- ・ 私の市では年間900~950人ぐらい亡くなる。もちろん支持者でない人もあるが、弔電を出すとならば一人に580円かかる。祝電も要請があれば打たねばならないし、寺の落慶法要とか何かしらは毎日のようにある。
- ・ 冠婚葬祭は多いが、自分が信念を持ってそういう付き合いを止めるか、仕方がないと思って報酬から出すかだと思っているので、それが報酬の高い理由にはならないと思う。議員をしているがゆえの支出だが、冠婚葬祭に行かなきゃならないから報酬を維持してくれとは言わない。

- ・ 冠婚葬祭というのは、誰でも生活の中に組み込まれた支出だと思うが、その頻度が一般の人とは違う。香典を出す回数は10倍以上で、それを積み上げていった時にどうなのか。

(10) 日常生活

- ・ 子どもと一緒にでかける時は普段着だが、すれ違った時に支援者がいるかも知れないということから、議員としての意識が完全に抜けることはない。見られているという意識は常にある。
- ・ 四六時中自分が議員であることを意識して暮らしているのも、ある意味では肩がこる。
- ・ 外で活動しているとき以外は、常に議員として意識し続けることはない。
- ・ 妻は選挙となれば当然一緒に行動するし、後援会関係で私の代わりに昼間の時間帯に用事があるので、定職に就けない。そこもちょっと辛い。

(11) 生活保障

- ・ 年齢的なことも考えると、将来に対して不安があると配偶者から言われている。
- ・ 議員としての生活は苦しいうえ、老後も退職金はないし、2階建ての年金をある程度持っていなければきつと思う。
- ・ 県議でいさせてもらって、会社に籍だけおいて議員活動をする。籍だけで報酬は要らないから社会保険料だけ払ってもらおうと一番いいが、そんな都合のいいところはない。
- ・ 自分の家はあるし、子どもたちは自立しており、多少畑もあるので、老後は年金で暮らせる。そのほうが思い切って議員活動ができる。
- ・ 妻が自治体職員なので、万が一の時には頼りということはある。
- ・ 議員は老後の保障がない。前職の年金は少しあるが、議員年金はなくなり、国民年金だけになった。
- ・ 妻子がいて議員になるのは大変なことで、そのリスクは非常に高い。年金制度も公務員時代とまったく違うし、将来の不安を抱えながらやっている。

(12) 兼業

- ・ 労働組合とか企業から給与をもらいながらやっている方もあるが、兼業というのはごくわずかである。
- ・ 会期見直しの議論をしているが、もし通年とか通任期で決まれば、兼業は事実上できない。
- ・ 兼業は、休会中に仕事をし、開会中は議員活動に専念するというのが建前であるが、ずっと会期中だと、「会期中に個人の仕事をやっているのか」という話になり、兼業は事実上無理だと思う。
- ・ 今の県議会は昼夜常勤で、いくら兼業できる資格を持っていても時間的にできない。
- ・ 市議時代は家業半分、議員半分でやっていたが、県議になってからは週の初めに顔を出すぐらいで、家業はほとんどしていない。

6 役職加算

(1) 正副議長

- ・ 議長は、あちこちで挨拶したり、議事堂にも毎日のように来たり、東京に行ったりということで明らかに忙しい。
- ・ 議長は、個人的な議員活動はしなくていいということではなく、もっと凝縮した形でやっていくので、実質倍ぐらい忙しくなるのでないか。
- ・ 副議長は、あくまでも議長の代理というのが基本であるから、議長まで行かないが、相当タイトになる。
- ・ お金の問題だけではなく、議長をやった、副議長をやったという、名誉の部分も当然ある。
- ・ 副議長は他の議員より1.5倍くらい忙しいかもしれないが、秘書もいるし専用車もあるので、議長の代理で身体だけ行けばよいという面もある。
- ・ 議長になると8割ぐらいは議事堂に来たり、東京へ行ったりしなければならず、地元の仕事ができない。副議長も行事が多く、議長の代理以外に常任委員会や特別委員会にも所属している。
- ・ 議会が意見書を持参するときや、地方六団体の立場としてできることを考えると、議長も場合によっては外に向かって県を代表していると言えると思う。

(2) 委員長

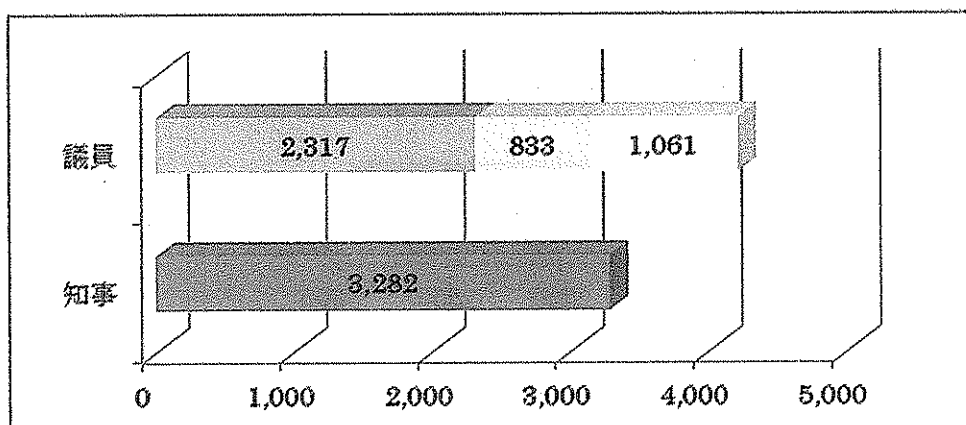
- ・ 議運の委員長とか予算決算常任委員長は、非常に重い責任があるから、それなりの手当がついてもいいのかなという思いはある。
- ・ 常任委員長は日常的に職務があるわけではないので、立場や責任の重さはあるが、お金を付ける必要はないと思う。
- ・ 正副議長はやや別であると思うが、委員長はなくて当然であり、役職の中でできるだけ多くのものでやってもらうほうがいいと思う。
- ・ 正副委員長には、職責の重さとそれに応じた職務も別にあるとすれば、一般議員より報酬が多くても筋は通っていると思う。
- ・ 今のご時勢では批判があると思うので、委員長手当は少し厳しいと思う。ただ、委員長の仕事がたくさんあるのに、費用弁償すらないというのは疑問を感じる。
- ・ 委員長の報酬は今のままのほうが良いと思う。委員間討議をして委員会としての意思がきちんと出せるようにはまだなっていない。個々の委員が意見を言って、あとは委員長一人でやっつけてしまっている。
- ・ 委員会や委員長の位置付けは重くしていくべきだと思うし、委員長の能力手腕によって変わる部分もあるが、金額を変えることで重みを持たす方法がよいかかわからない。
- ・ 三重県議会の場合は、プロジェクトチームとか各会派の政策担当が報酬も何もなしで議論をしていて、彼らの活動時間は常任委員長より多い。それに報酬を出すという考え方はまったくなく、それぞれが機能をしっかりと働かせて頑張っていると思う。

議員と知事の公務時間等の比較

1 公務遂行時間の比較

平成 22 年 9 月 1 日～平成 23 年 8 月 31 日の知事の公務遂行時間を、議員と同様に 3 時間単位で算出すると、3,282 時間であった。

1-1 議員の活動時間と、知事の公務時間の比較

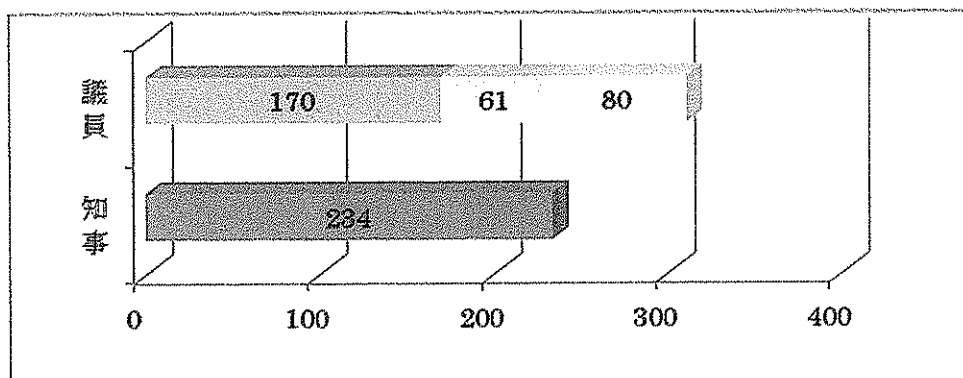


※議員活動時間数は、総時間 5,475 時間から、私的活動 1,264 時間を除いた時間
 公的支援の対象となる活動(緑)、公的支援の対象となるかは活動内容次第(黄)
 公的支援の対象とならない活動(白)

2 公務遂行日数の比較

第 4 回調査会における「資料 1-1 (案 3) 6～9 時を除外し、1 日 12 時間で集計する方法」において、議員活動時間の日数換算を行ったが、同様の方法を知事の公務遂行時間にも行い、日数換算を行うと 234 日であった。

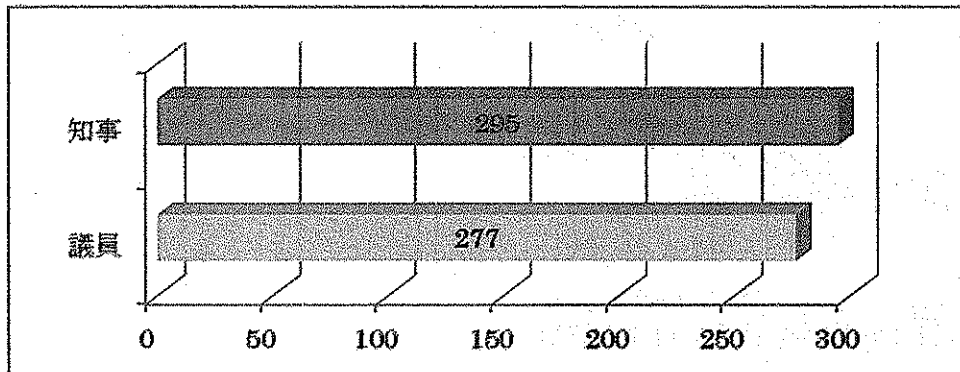
2-1 6～9 時を除外し、1 日 12 時間で集計し、日数換算した比較



また、平成22年9月1日～平成23年8月31日で知事の公務がなかった日を除いた日数は、295日であった。

同様の方法により、議員の活動で公的支援の対象となる活動がなかった日を除いた日数（平均）は277日であった。

2-2 知事の公務日数と、議員の活動日数の比較



条例本則の議員報酬及び期末手当の年額(財政力指数によるグループ設定)

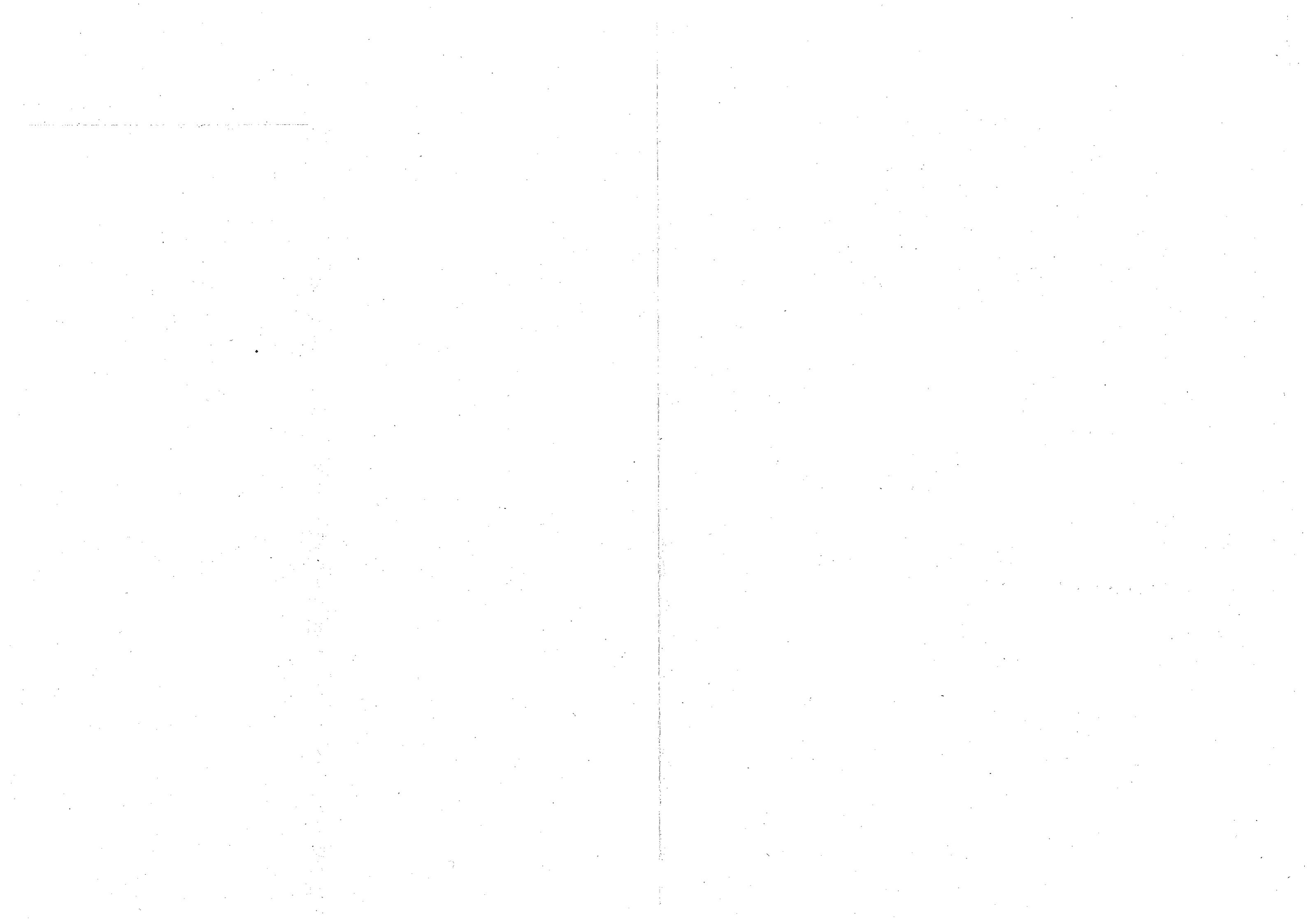
資料3

平成23年7月20日現在

都道府県	財政力指数 3年平均	面積 (km ²)	人口 (千人)	報酬月額(単位：千円)			期末手当の割合			期末手当の年額(単位：千円)			備考				
				議長	副議長	議員	6月	12月	3月	有無	加算率(%)	議長		副議長	議員		
愛知	1.07379	5,116	7,408	1,209	1,064	977	140	155	-	有	45	5,171	4,551	4,179	19,679	17,319	15,903
神奈川	0.96631	2,415	9,050	1,200	1,080	970	190	205	-	有	20	5,688	5,119	4,598	20,088	18,079	16,238
大阪	0.80766	1,898	8,863	1,170	1,030	930	185	200	-	有	20	5,405	4,759	4,297	19,445	17,119	15,457
千葉	0.79661	5,081	6,217	1,110	970	880	190	205	-	有	20	5,261	4,598	4,171	18,581	16,238	14,731
埼玉	0.77708	3,767	7,195	1,144	1,016	927	140	155	-	有	45	4,893	4,346	3,965	18,621	16,538	15,089
静岡	0.75568	7,255	3,765	1,021	902	832	140	155	-	有	45	4,367	3,858	3,559	16,619	14,682	13,543
茨城	0.66783	6,095	2,969	1,010	900	850	140	155	-	有	45	4,320	3,850	3,636	16,440	14,650	13,886
栃木	0.64623	6,408	2,007	990	900	830	140	155	-	有	45	4,235	3,850	3,550	16,115	14,650	13,510
京都	0.63844	4,613	2,637	1,120	1,030	960	140	150	-	有	45	4,710	4,331	4,037	18,150	16,691	15,557
兵庫	0.63227	8,396	5,589	1,140	1,040	930	140	155	-	有	45	4,876	4,449	3,978	18,556	16,929	15,138
福岡	0.61949	4,845	5,073	1,110	980	890	140	155	-	有	45	4,748	4,192	3,807	18,068	15,952	14,487
広島	0.61931	8,479	2,861	1,113	964	901	125	135	35	有	45	4,761	4,124	3,854	18,117	15,692	14,666
滋賀	0.61679	3,766	1,410	1,040	900	840	140	155	-	有	45	4,449	3,850	3,593	16,929	14,650	13,673
三重	0.61456	5,761	1,855	1,020	900	830	187.5	202.5	-	有	20	4,774	4,212	3,884	17,014	15,042	13,814
群馬	0.61138	6,362	2,008	980	920	830	140	155	-	有	45	4,192	3,935	3,550	15,952	14,975	13,510
岐阜	0.54865	9,768	2,081	1,020	920	850	187.5	202.5	-	有	20	4,774	4,306	3,978	17,014	15,346	14,178
岡山	0.54799	7,009	1,945	1,000	900	840	140	155	-	有	45	4,278	3,850	3,593	16,278	14,650	13,673
宮城	0.53843	6,862	2,348	1,020	910	840	155	165	-	有	45	4,733	4,222	3,898	16,973	15,142	13,978
(平均)	0.67087	5,810.6	3,992.5	1,071.1	956.6	878.2						4,733.1	4,226.4	3,879.3	17,585.9	15,705.5	14,418.1
石川	0.49510	4,185	1,170	910	860	780	140	155	-	有	45	3,893	3,679	3,336	14,813	13,999	12,696
香川	0.48693	1,862	996	940	850	800	140	155	-	有	45	4,021	3,636	3,422	15,301	13,836	13,022
長野	0.48410	13,104	2,153	988	864	807	135	150	-	有	45	4,083	3,570	3,335	15,939	13,938	13,019
富山	0.48160	2,045	1,093	910	860	780	140	155	-	有	45	3,893	3,679	3,336	14,813	13,999	12,696
山口	0.46855	6,113	1,451	980	880	840	140	155	-	有	45	4,192	3,764	3,593	15,952	14,324	13,673
福岡	0.45975	13,782	2,029	1,010	900	830	140	150	-	有	45	4,247	3,785	3,490	16,367	14,585	13,450
奈良	0.43615	3,691	1,400	968	846	780	140	155	-	有	45	4,141	3,619	3,336	15,757	13,771	12,696
山梨	0.43350	4,201	863	910	820	770	140	155	-	有	45	3,893	3,508	3,294	14,813	13,348	12,534
福井	0.42858	4,189	806	910	860	780	140	155	-	有	45	3,893	3,679	3,336	14,813	13,999	12,696
新潟	0.42668	10,363	2,375	960	840	770	140	155	-	有	45	4,106	3,593	3,294	15,626	13,673	12,534
愛媛	0.42124	5,678	1,431	970	870	820	140	155	-	有	45	4,149	3,721	3,508	15,789	14,161	13,348
(平均)	0.45656	6,292.1	1,433.4	950.5	859.1	796.1						4,046.3	3,657.4	3,389.2	15,452.8	13,966.5	12,942.3
北海道	0.39658	83,456	5,507	1,160	1,040	900	140	155	-	有	45	4,962	4,449	3,850	18,882	16,929	14,650
熊本	0.38869	7,267	1,817	970	870	780	140	155	-	有	45	4,149	3,721	3,336	15,789	14,161	12,696
大分	0.36921	5,099	1,196	980	865	780	140	155	-	有	45	4,192	3,700	3,336	15,952	14,080	12,696
和歌山	0.34632	4,726	1,001	950	810	770	140	155	-	有	45	4,064	3,465	3,294	15,464	13,185	12,534
佐賀	0.34073	2,439	850	940	820	760	140	155	-	有	20	3,328	2,903	2,690	14,608	12,743	11,810
山形	0.33395	6,652	1,169	867	774	746	137.5	147.5	-	有	45	3,583	3,199	3,083	13,987	12,487	12,035
青森	0.32684	9,644	1,373	910	810	780	140	155	-	有	45	3,893	3,465	3,336	14,813	13,185	12,696
徳島	0.31766	4,146	786	950	860	810	140	155	-	有	45	4,064	3,679	3,465	15,464	13,999	13,185
岩手	0.31361	15,278	1,331	890	800	770	140	155	-	有	45	3,807	3,422	3,294	14,487	13,022	12,534
宮崎	0.31080	6,794	1,135	980	890	780	140	155	-	有	20	3,469	3,151	2,761	15,229	13,831	12,121
鹿児島	0.30228	9,044	1,706	1,030	920	820	140	155	-	有	20	3,646	3,257	2,903	16,006	14,297	12,743
(平均)	0.34061	14,049.5	1,624.6	966.1	859.9	790.5						3,923.2	3,491.7	3,213.5	15,516.3	13,810.6	12,700.0
長崎	0.29986	4,105	1,427	990	880	800	140	155	-	有	45	4,235	3,764	3,422	16,115	14,324	13,022
沖縄	0.29755	2,276	1,393	990	850	760	140	155	-	有	20	3,505	3,009	2,690	15,385	13,209	11,810
秋田	0.29369	11,636	1,086	910	810	780	137.5	155	-	有	45	3,860	3,435	3,308	14,780	13,155	12,668
鳥取	0.26835	3,507	588	930	811	757	132	142	-	有	45	3,695	3,222	3,008	14,855	12,954	12,092
高知	0.24781	7,105	765	900	820	770	140	155	-	有	45	3,850	3,508	3,294	14,650	13,348	12,534
島根	0.24164	6,707	716	960	835	770	140	150	-	有	45	4,037	3,511	3,238	15,557	13,531	12,478
(平均)	0.27482	5,889.3	995.8	946.7	834.3	772.8						3,863.4	3,408.2	3,159.9	15,223.4	13,420.2	12,433.9
東京	1.34069	2,102	13,162	1,282	1,157	1,030	140	155	-	有	45	5,484	4,949	4,406	20,868	18,833	16,766
(総平均1)	0.51568	7,767.9	2,724.6	1,009.8	902.1	830.4						4,297.1	3,839.1	3,534.5	16,415.1	14,664.2	13,498.9
(総平均2)	0.49774	7,891.1	2,497.7	1,003.9	896.5	826.0						4,271.3	3,815.0	3,515.6	16,318.3	14,573.5	13,427.8

注1 グループの設定は、平成21年度都道府県財政力指数表(総務省)による。

注2 備考欄で正副委員長とあるのは、正副委員長に対し議員報酬の加算を実施している都県、委員長とあるのは委員長に対し議員報酬の加算を実施している県



都道府県財政指数表

第 1 指数表作成の趣旨

都道府県における財政の運営が健全に行われているかどうかを判断するためには、いろいろな見方があるが、帰するところは、次の 3 点にあるものと考えられる。すなわち、その 1 は、その財政運営が堅実であり、よく収支の均衡を保っているかどうか。その 2 は、その財政の構造が経済変動や地域社会の状態の変化にも耐えて、行政需要に対応し得るような弾力性のある状態にあるかどうか。その 3 は、住民生活の向上や、地域経済の発展に即応して、よく適正な行政水準を確保しているかどうかということである。言い換えればこの 3 つの条件が財政運営の健全性を測定する最小限度の基準であるともいえよう。

個々の都道府県の財政運営は、その都道府県のおかれている条件により、またその運営方法のいかんにより極めて多様である。しかしながら、いずれの態様をとるとしても、上記の 3 点について自らの財政の内容を分析し、問題点を解明して、財政の健全性を確保していかなければならない。こうして自らを省み将来の計画を立てようとするに際して、自らと類似した条件にある都道府県の財政の実態を把握することができるならば、それを何らかの手掛かりとすることができよう。

都道府県財政指数表は、以上の観点に基づいて当該都道府県の財政を分析検討するに際して、「現実的で具体性のある尺度」を提供しようとするものである。この指数表は、「あるべき姿」を想定した尺度でもなければ「理想図」を示したものでもなく、あくまでも現に存在し活動している都道府県の財政を素材として、「都道府県の多様性に応じた現実的で具体性のある尺度」の設定を意図したものであるから理想像には遠いものであるかもしれない。しかし、それだけ現実的であり、具体的であって、比較検討する場合には、身近なものとして受け入れていただけであろう。

第 2 グループの設定

指数表の作成に当たっては、都道府県を財政力指数によって分類した。

財政力指数とは、
$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$
 という式により算出して得た数値の過去 3 カ年の単純平均値である。

各グループの設定は、財政力指数によって設定し、配列は、高い数値の道府県順に配列している。したがって、平成 21 年度は、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 カ年の平均の財政力指数の高い順に配列している。ただし、東京都は、他の道府県と行政権能、財政力、規模等において著しく異なるので、財政力指数の高低の配列によらないで F グループとした。

なお、財政力指数をグループ設定の基準とした理由は、都道府県は市町村と異なりその数において非常に少なく、人口、産業構造等の要素を組み合わせ、細かく分類することが困難であると同時に、一応財政力指数によって産業構造、県民所得等の要素が加味されていると考えたためである。

グループ	財政力指数 (平成19年度～平成21年度)	所属団体	団体数
A	1.000 以上	愛知県	1
B	0.500～1.000 未満	神奈川県、大阪府、千葉県、埼玉県、静岡県、茨城県、栃木県、京都府、兵庫県、福岡県、広島県、滋賀県、三重県、群馬県、岐阜県、岡山県、宮城県	17
C	0.400～0.500 未満	石川県、香川県、長野県、富山県、山口県、福島県、奈良県、山梨県、福井県、新潟県、愛媛県	11
D	0.300～0.400 未満	北海道、熊本県、大分県、和歌山県、佐賀県、山形県、青森県、徳島県、岩手県、宮崎県、鹿児島県	11
E	0.300 未満	長崎県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県	6
F	1.34069	東京都	1

「議員報酬等に関する在り方調査会」中間報告の構成案

はじめに

1 調査会の設置趣旨と活動について

(1) 設置理由

山本議長からの挨拶

(2) 検討方針

こうした県議会及び議長の要請に応えるべく、当調査会は、三重県議会における自己改革の取り組みを踏まえた上で、以下のような方針の下に、議員報酬や政務調査費の適正な水準とその根拠などを客観的、専門的な立場から調査・検討することとした。

① 法制度を確認する。

税金で賄われる議員報酬や政務調査費がどのような法的根拠に基づき、どのような取扱いになっているか。

② 特別報酬等審議会の見解を確認する。

議員報酬額は、特別職報酬等審議会の意見を聞いて改正されているので、特別職報酬等審議会が、今までどのような判断で額を決めてきたか。

③ 議員の活動実態を明らかにする。

本会議や委員会で質問し、賛否を表明するために、議員がどのような活動をどれくらいの時間をかけて行っているのかをヒアリングも実施のうえ把握し、明らかにする。

④ 議員報酬等の実態を把握する。

ア 議員報酬

三重県議会議員の議員報酬及び議員と同様に公選職である知事の給料の改正経緯や議員と知事等との処遇の違いを明らかにする。

イ 政務調査費

三重県議会の政務調査費の交付金額や透明性向上取組等を明らかにする。

⑤ 他の自治体の状況を把握する。

ア 議員報酬

三重県議会の議員報酬・期末手当がどのような水準であるのか知るため、全国の状況を把握する。

イ 政務調査費

三重県議会の政務調査費がどのような水準であるのか知るため、全国の状況を把握する。

- ⑥ 知事の公務遂行状況を把握する。
議員の活動状況と比較するため、知事の公務遂行状況を明らかにする。
- ⑦ 三重県議会の状況を把握する。
二元代表制の下、地方分権が進み、議会の役割が一層高まる中、三重県議会がいかに改革に取り組んでいるのかを概観する。
- ⑧ 先行事例を確認する。
議員報酬のあり方を検討した他の自治体の事例を調べる。

(3) 調査会の活動経緯

2 三重県議会における改革の取り組み

- (1) 地方分権の進展
- (2) 三重県議会における改革の取り組み
 - ① 議会基本条例の制定
 - ② 会期等の見直し
 - ③ 議会改革諮問会議
 - ④ 全国からの評価

2 議員報酬等に関する現状の認識

(1) 議員報酬等に関する地方自治法上の扱い

① 議員報酬

現行の地方自治法では、議員報酬について、第203条第1項において以下のとおり規定されている。

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

これは、平成20(2008)年6月18日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により新設された条文で、改正前は、以下のとおり普通地方公共団体の非常勤の職員に関する条文の中で「報酬」として規定されていた。

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

旧 203 条は、非常勤職員の包括規定であり、その先頭に議会の議員が置かれているため、一般に、議員は非常勤であるという誤解を生み出す一つの原因になっていたと思われる。しかし、「その他普通地方公共団体の非常勤の職員」とあるように、「その他」の次に「の」が入っていないため、この規定は、議会の議員を非常勤と決めているわけではなく、議会の議員には報酬を支給しなければならないことを普通地方公共団体に義務付けしているに過ぎないというのが国の解釈である。

議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、203 条の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離して明確にするるとともに、名称も「議員報酬」に改められたのである。

なお、地方議会議員と同様に、住民から直接選挙で選ばれる普通地方公共団体の長については、常勤職員を包括的に決めている地方自治法第 204 条において、「給料及び旅費を支給しなければならない。」と規定され、退職金を支給できるととされている。そのため、長は常勤職であるという受け止め方が一般的であると言えるが、204 条は、単に、長には「給料及び旅費を支給しなければならない」ことを普通地方公共団体に義務付けしているに過ぎずない。しかし、4 年の任期ごとに退職金を支給することができるため、長が一般職の常勤職員と同様な常勤職的な扱いとなっている。

② 政務調査費

現行の地方自治法では、政務調査費について、第 100 条において以下のとおり規定されている。

第百条 (略)

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

これは、平成 12 (2000) 年 5 月 30 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により新設された条文で、この改正は議員立法であった。それまでは、県政調査費などの名目で知事等の判断で「公益上必要ある場合」の補助金として出されていたため、その用途については批判が絶えず、都道府県議会議長会等から法律上の根拠規定を設けるよう要請がなされた。衆議院地方行政委員会における委員長起草案の提案理由説明(2000(平成 12)年 5 月 18 日)では「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実を図る観点

から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております」とされていた。

ただし、地方自治法上「議員の調査研究」についての定義はなく、調査費を「政務」に関わらせている趣旨も明確とはなっていない。

(2) 三重県特別職等報酬審議会の見解

ア 平成 18 年 12 月 27 日の答申から抜粋

県議会議員の報酬月額について、①県議会の活動状況等、②全国の状況、③最近の社会経済情勢、④一般職との均衡を総合的に勘案して審議を行った。

一般職の給与は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与を考慮して定めることとされているのに対し、非常勤職員に位置づけられている県議会議員の報酬は、勤務に対する反対給付としての性格を持つものである。

報酬の基準については、法令等に明確な基準はなく、また、講学上確立された考え方もない。

県議会議員の報酬月額については、一般職の給与水準の状況を必ずしも反映させなければならないものではない。

三重県議会の取組みは、評価されるべき成果が期待される先進的なものであると考えるが、これをどのように報酬に反映すべきかは、県民の視点で今後の成果を見極めつつ、幅広く検討すべき問題である。

全国から見た三重県の位置づけが、様々な指標において概ね中位に位置していることを踏まえ、客観的な目安として全国平均額を用いることが県民にも理解されやすい考え方である。

報酬については、知事等三役の給料と性格を異にするものであり、報酬等の額の審議にあたっては、知事等三役の給料月額とは別途議論するなど、議員活動等の審議に有用な仕組みを確保されるよう検討されたい。

平成 18 年 12 月 27 日の答申では、まず①県議会議員は「非常勤職員に位置づけられている」と見られており、②その報酬は、「勤務に対する反対給付としての性格を持つものである」とされている。①は、当時としてはやむを得なかったにしても、旧 203 条に関する誤った解釈である。したがって、②の議員の報酬が「勤務に対する反対給付としての性格を持つ」とされているが、その勤務とは非常勤としての勤務と理解されていたと言える。次に、議員の報酬は、「知事等三役の給料と性格を異にするもの」とされ、その報酬等の額の審議にあたっては、「知事等三役の給料月額とは別途議論する」とこととされている。これは、議員も長も公選職であるという共通性を基に、議員報酬を検討するという見方には立っていなかったことを意味する。

(3) 三重県議会議員の活動実態

(4) 議員報酬等の実態

ア 議員報酬

(ア) 改定経過

三重県議会議員の議員報酬は、特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成 8 年 1 月に現行額になって以降、平成 14 年、17 年、18 年に開催された特別職報酬等審議会では、いずれも据え置きが適当であるとの答申がなされている。

(単位：千円)

適用年月日		H. 6. 1. 1	H. 8. 1. 1	(H. 15. 1. 1)	H. 18. 4. 1	H. 19. 4. 1
議長	報酬月額	970	1,020	1,020	1,020	1,020
	改定額	50	50	0	0	0
	改定率	5.43%	5.15%	0.00%	0.00%	0.00%
副議長	報酬月額	860	900	900	900	900
	改定額	40	40	0	0	0
	改定率	4.88%	4.65%	0.00%	0.00%	0.00%
議員	報酬月額	800	830	830	830	830
	改定額	40	30	0	0	0
	改定率	5.26%	3.75%	0.00%	0.00%	0.00%
(参考) 知事	給料月額	1,280	1,310	1,310	1,290	1,280
	改定額	60	30	0	△20	△10
	改定率	4.92%	2.34%	0.00%	△1.53%	△0.78%
(参考) 副知事	給料月額	1,010	1,030	1,030	1,020	1,010
	改定額	50	20	0	△10	△10
	改定率	5.21%	1.98%	0.00%	0.97%	△0.98%

(イ) 特別職に対する公費支給について

特別職に対する報酬、給料等の支給状況は次のとおりである。

イ 政務調査費

(ア) 三重県議会の政務調査費は、平成 13 年 4 月 1 日の条例施行当初から、議員分は議員一人当たり月額 180,000 円、会派分は会派に属する議員一人当たり月額 150,000 円である。

(イ) 透明性向上の取組

平成 19 年に政務調査費の交付に関する条例の一部を改正し、平成 19 年 5 月 1 日から政務調査費に係る支出の額が 1 件 1 万円以上のものに係る領収書その他の証拠書類を添付して、収支報告書を閲覧に供することを定めた。

さらに、平成 20 年の同条例の一部改正により、平成 20 年度分の政務調査費から、原則すべての支出に係る領収書を収支報告書に添付して閲覧に供することを定めた。

(7) 使途基準の明確化

政務調査費の統一的な運用のため、各会派の経理責任者等代表者で協議のうえ、全国都道府県議会議長会資料をもとに使途基準や按分、食糧費・備品の取扱い等を整理した政務調査費ガイドラインを策定し、平成20年度分政務調査費から適用している。

(5) 他の自治体の状況

ア 議員報酬

平成23年7月現在、全都道府県の最高・最低・平均月額、次のとおりである。
(議員報酬・期末手当支給額の財政力指数グループ別の状況に変更します。)

(単位：千円)

	議 長	副議長	議 員
最 高	1,282 (東京都)	1,157 (東京都)	1,030 (東京都)
最 低	867 (山形県)	774 (山形県)	746 (山形県)
平 均	1,009.8	902.1	830.4

5都県において委員長及び副委員長に対する報酬月額の加算が、2県において委員長に対する報酬月額の加算が行われている。

イ 政務調査費

平成23年7月現在、会派分、議員分を合わせた議員一人当たり月額の高は600千円(東京都)で、最低は200千円(徳島県)である。

会派及び議員に対する交付額を規定しているのは16道府県、交付対象を会派のみと規定しているのは15都県、議員のみと規定しているのは9県である。7県において、総額を会派の決定による割合で議員に配分できるとしている。

(6) 知事の公務遂行時間

議員報酬額算定の一手法として、議員と同じく住民から直接選挙で選ばれる知事の給料等を参考に、知事と議員との活動実態を比較することが考えられることから、三重県知事に公務遂行時間数を提出するよう依頼した。

議員と同様に平成22年9月1日から平成23年8月31日までの1年間における知事の公務遂行時間数は、(調査中)時間、で、公務のなかった日は365日中(調査中)日であった。

3 三重県議会議員の報酬のあり方について

(1) 基本的な考え方

(座長メモ)

(2) 報酬額算定の方式

ア 先行事例

イ 三重県議会方式

(ア) 前提の検討

a 議員報酬の対象となる活動はどこまでか

b 日数換算はどのように行うか

c (知事との比較であれば) 知事の収入をどこまで見込むか

d (知事との比較であれば) 責任・権限の違いをどう反映するか など

(イ) 算定式

(ロ) 金額決定

(3) 残された課題

定数問題 など

(4) 提言

4 三重県議会議員の政務調査費のあり方について

(1) 基本的な考え方

(2) 政務調査費の額及び用途

(3) 提言

3 三重県議会議員の報酬のあり方について

(1) 基本的な考え方

① 公選職としての議会議員

普通地方公共団体の議会の議員は、地方公務員であるが、直接住民によって直接選挙される。この点で、議員は、「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて」任用される一般職の公務員とは明確に区別される。選挙を経て選挙管理委員長から当選証書を授与されて議員職に就任するという意味で、公選職と捉えるのが適切である。議員は公選職という身分をもつ職業人である。その公選職としての議員は、議員としての活動を行う上で次のような特殊性をもっているといえる。

ア 一般職の職員は一定の指揮管理の下において仕事を行うのに対し、議員の活動は、当然のことながら指揮監督する者が存在せず、議員個人としての判断により行われている。したがって、議員職を一般職の職員と同列に捉えることは適当でない。地方自治法上も、非常勤の一般職の職員を包括的に規定している現行の第 203 条とは切り放して独自の規定にすることが望まれる。

イ 公選職としての議員は、一般職の職員のように上司の下で時間的・場所的に管理される存在ではなく、住民の代表者として自律的には判断し、その責任を住民に対してとる政治家である。

ウ 議員の職務は、住民を代表してその意思を当該自治体の政策運営に反映させ、首長等の事務事業執行を監視するという目的を達成するために行われるものであり、議員としての職務遂行であるかどうかを、活動の行われる場所が議会内であるか否とにかよって判断すべきではない。

なお、合議体としての議会の機能を適正かつ効率的に果たしていくためには、その構成員たる議員同士が、一定の運営・管理のルールを定め、その遵守のもとに活動することは当然である。それゆえ、議長・副議長、各種委員長・副委員長などや会派による議会の運営・管理に含まれる活動も議員としての職務といえる。

② 不安定な職としての議員職

有給職としての議員職は、現行制度では、4 年という任期付きであり、当落によって身分の取得(ないし継続)か不取得(ないし喪失)が左右されという意味で議員職は不安定な職である。このような議員職を志願する人は、むしろ奇人な人といえることができる。しかも、公選職であることに由来して、議員には、1 年 365 日、常に「待機中」という緊張感が付いて回る。

③ 有給職としての議員職

現行法上は、普通公共団体(都道府県・市町村)は、その議会の議員に対して、議員報酬を支給しなければならないとされており、その点で議員職は有給職である。それは、第 2 次世界大戦前のように議員職を実費弁償程度の扱いで済む名誉職と扱う考え方が明確に否定されていることを意味している。

なお、今日、地方議員はボランティアでよいのではないかという説がある。ボランティアであれ

ば、月額報酬は必要がなく、だれでも気楽に議員になれるのではないかということかもしれない。この考え方は、地方議会の議員活動は、住民による無報酬の社会貢献活動であることが望ましいという発想に立っている。この説の根本問題は、議員の活動を仕事とは見なさない点にある。およそ、ある活動を仕事としてやってもらうならば、それに対する対価が支払われて当然である。無報酬(タダ)でやるというのは、議員の活動は仕事ではないということになる。

少なくとも、三重県議会議員の活動実態をみれば、議員職がだれでも気楽にできる社会貢献活動ではないことは明らかである。議員は、一般の住民と比べれば、制度、政策、事業、予算から議会・行政での意思決定手続き、地域の現場知識にいたるまで、かなりの知識・経験をもって、相当の時間を割いて議会活動及び議員活動を行っている。

④ 議員報酬の水準

議員報酬の水準を考える場合、少なくとも次の2点が重要であると考ええる。

第1に、議員職が公選職であることを考えれば、議員報酬は、同じ公選職である長の報酬(給与等)と比較考量して、適切な水準とすべきである。その際、いわゆる3役、長と、選任に当たり議会承認を必要としている副知事と教育長の報酬(給与等)の平均値を勘案するという考え方があるが、副知事や教育長は特別職であっても長と同列の公選職とは言えず、副知事や教育長を比較考量の対象とするのは適当でない。

普通地方公共団体の長(知事・市町村長)は当該団体を代表する独任制の執行機関であり、概して、日々忙しく常勤職的に仕事をしていることは間違いない。しかし、地方公務員法の適用がない特別職の地方公務員であること、住民による直接選挙によって任期4年で選ばれること、自治法で禁止されている兼職以外の職をもてること、24時間、365日、いわば「待機中」の身であるといった点では議員職と同様である。両者を公選職として捉えた上で、それぞれの活動実態を把握し、比較考量し、その活動の対価として報酬の水準を考えるべきである。

なお、現行の地方自治法第204条は、常勤の一般職の職員と同じように常勤職と見なしているのではないかと疑問をぬぐいえない。実際に、国は、地方交付税措置として、議員については報酬と期末手当を交付しているが、首長は「特別職(常勤)」として扱い、本俸、期末手当、退職手当、基金負担金、共済組合負担金を交付しており、「各種手当等の本俸に対する率は一般職員の例による」としている。同じ公選職であるにもかかわらず、このような扱いの違いをどう説明するのかは一つの検討課題である。議員報酬の水準を検討するに当たって、長の報酬に4年任期で支払われる退職金を算入して考えるかどうか問題になるからである。

第2に、かりに、議員報酬を長の報酬(給与等)の比較考量で考える場合、長の報酬(給与等)額を所与にして議員報酬額を決めることになれば、議員報酬の水準は長の報酬水準によって決まることになる。この場合、長の報酬水準の適否自体を問題にすることができない。議員報酬の水準を長の報酬水準によって説明するだけでよいのかどうか問題になりうる。しかし、かりに議員報酬の最高額が想定される議長の報酬が長の報酬を上回るとか同額になるとは考えにくく、その意味で、議員報酬を長の報酬の一定比率で考えることが不合理とは言えないだろう。どの程度の比率にするかについては、年間を通じた議員の活動実態を勘案することになる。

⑤ いわゆる役職加算について

議員報酬を年功序列的な体系(一種の能力評価制度)として構築することは困難である。議員

は、相互に対等・平等であり、当選期数や年齢によって責任が異なるということはないからである。

合議体としての議会の機能を適正かつ効率的に果たしていくためには、正副議長・正副委員長やその他の役職を置いている。こうした役職のうち、どの役職にどの程度の報酬上の加算をつけるかは、職責の量的質的な度合いに応じて、一定の加算率を検討する必要がある。

資料

平成19年(行コ)第35号不当利得返還請求事件(住民訴訟)

控訴人 小林 洋一

被控訴人 和泉市長 井坂善行

補助参加人 稲田順三

控訴理由書

平成19年5月16日

大阪高等裁判所第7民事部御中

上記控訴人 小林洋一

控訴人は、民事訴訟規則第182条に基づき原判決の取消しを求める理由書を提出する。

第1はじめに

本件訴訟は、前市長が収賄により逮捕・拘留され、その期間中に何ら職務を行わないにも拘わらず、給与の全額の支給を受けたことが違法な取得であるとして起こされたものである。

本件訴訟の主要な論点は以下の2点である。

1点目は、市長の給与はその地位の効果として支給されるものか。

2点目は、市長にはノーワーク・ノーペイの原則が適用されるか。

原審では、市長の給与はその地位の対価として支給され、市長についてはノーワーク・ノーペイの原則は適用されないとして、請求を棄却したものである。

ところで、本件のような自治体の首長が犯罪を犯して逮捕拘留され、その期間について支給された給与が違法な支出であるとして争われた例は、控訴人の知るところでは

岐阜地方裁判所 平成15年11月26日判決平成14年(行ウ)第13号(甲第12号証)がある。この裁判では、町長の給与はその地位に対して支給されるとの被告の主張を全面的に否定し、町長等の特別職についてもノーワーク・ノーペイの原則が適用されるとして、町長に不当利得の返還を命じたものである。

控訴人は、本控訴審で同様の主張を行うものであり、その主張の基礎となす考えは以下である。

市民から直接付託を受けている市長はその権限は大きく、市政に対する影響は絶大である。それ故、市長は市政には全力であたることが要請され、又極めて高い倫理性も併せて要求されている。この様な背景の中で市長の犯した罪は、市民への信頼を裏切る極めて重大な犯罪

であり、その責任は厳しく問われなければならない。

そのように考えると、逮捕拘留期間中の給与の全額を支給することは、そのような支給方法を地方自治法や関連条例等で明示的に定められているならともかく、そのようなものが無い中では到底納得できるものではなく、著しく正義に反することとなる。

市長が退職する時の給与の支給方法については、地方自治法にも特別職の給与条例にもその事を明示して定められてはいない。一方地方自治法204条第3項にて「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」とされていることから、市長の退職時の給与の支給については、特別職の給与について定めた給与条例第8条「特別職の職員の給料の支給方法に関し、この条例に定めのない事項については、一般職の職員の例による」しかない。

即ち市長の退職時の給与支給については、一般職の職員の給与の支給を定めた給与条例をどのように適用するかが問題となるが、この様な法令の準用にあたっては、先に述べた本件での市長の責任の重大さを勘案した判断が必要とされる。

第2争点1 職員給与条例 29条の準用の可否について

1 市長の給与はその地位の対価として支給されるものか

(1) 原審の判示

判決では、「市長の勤務と給料の関係を検討するに、和泉市において、その条例上、市長についての勤務時間、休日、超過勤務手当等の定めはない。また、地方自治法は、普通地方公共団体の長の兼職を一般的には禁じておらず(同法141条、142条参照)、また、市長について職務専念義務を定めた規定(地方公務員法35条参照)もないことからすれば、地方自治法は、市長が兼職することを原則として許容していると解される。そして、市長の勤務は、執務室における執務だけでなく、広範、多岐にわたり、その勤務の具体的形態も千差万別であって、市長のいかなる行為がその勤務といえるかどうかすら必ずしも明らかとはいえない。

このように市長には勤務時間、休日、超過勤務手当等がなく、兼職も許容され、その勤務態様も一様でないという市長の職務の特殊性からすれば、市長に対しては、具体的な勤務の対価として、給料が支払われているというよりも、むしろ、市長は、その職務を自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う(同法138条の2)ことを前提として、実質的には市長という地位そのものに対する対価ないし報酬として給料が支払われているものと解される。」と判示する。(判決P16)

(2) 市長の給与がその地位の対価として支給されることを定めたものは存在しない。

地方自治法第204条第1項において

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

と定め、市長に給料を支給しなければならないとし、それについて普通地方公共団体の長と一般職員とを同列に規定している。

又、新版逐条地方自治法第3次改訂版松本英昭著（学陽書房）の解釈（P646）によれば、（甲第13号証参照）

〔解釈〕

1 普通地方公共団体の長その他の常勤の職員に対する給料、旅費及び諸手当の支給に関する規定であって、普通地方公共団体の常勤の職員である限り、特別職であると一般職であることを問わず本条の適用を受けることとなる。したがって、副知事又は助役、出納長又は収入役の他、特別職たる長、議会の議長の秘書その他の機関の長の秘書も常勤である限り本条の適用を受ける。

2 「給料」とは、労務に対する対価の意味においては報酬と同じであるが、本法においては常勤の職員に対するものを給料と称しているのものであって、国家公務員の場合の「俸給」に相当する。なお、「給与」という場合には、給料の外、本条第二項の諸手当を含むが、「給料」は「給与」の中で、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいうのである。

の解釈によっても、市長の給料は一般職の給料と同様勤務の対価として支給されるものであって、市長の給料がその地位の対価として支給されることを定めたものは、地方自治法にも常勤の特別職給与条例にも存在しない。

これについては、前述した岐阜地方裁判所の判決でも以下のように明確に判断している。

「しかしながら、給料とは、一般に勤務に対する対価を意味するところ、地方自治法204条が給料等について普通地方公共団体の長と一般職員とを同列に規定していることからすれば、市長の給料についても一般職員の給料と同様に、勤務に対する対価であると解するのが相当であり、地方自治法にも、常勤特別職給与条例にも、給料と勤務との対価性を否定する趣旨の規定は設けられていない。」（甲第12号証P8、9参照）

（3）市長の勤務の特殊性から、市長の給与が実質的に市長の地位に対して支給されるとの判示について

イ市長の勤務の特殊性について

判決では「市長の勤務は、執務室における執務だけでなく、広範、多岐にわたり、その勤務の具体的形態も千差万別であって、市長のいかなる行為がその勤務といえるかどうかすら必ずしも明らかとはいえない。」として、如何なる行為が勤務であるかが判然としない以上、勤務の対価性を云々することは適当ではないとの主旨とみられる。

しかしながら、市長の勤務が広範、多岐にわたるのは首肯出来るが、市長のいかなる行為がその勤務といえるかどうかすら必ずしも明らかとはいえないとの判示は首肯出来ない。

市長は住民の付託を受け、住民の福祉の向上を目的とする自治体の代表として、その行為が市長の勤務であるか否かは、その行為が自治体の目的に有効な行為であるか否かで判断が可能である。例えば、休暇を取って市政について思いを巡らす行為などは、外形上は勤務と認められないが明らかに市長の勤務と見なすことが出来るが、本件のように逮捕拘留され勤務に就けない状態は勤務とは認められないのは当然である。

よって、市長の勤務の特殊性を考慮しても、市長の行為がその勤務であるか否かは判断が可能であり、したがって市長の勤務の対価性を検討することは十分可能である。

ロ市長の兼職の可否及び職務専念義務について

判決では、市長は兼職も許容され、職務専念義務も定められていない(判決 P16) 事を市長の給与が地位そのものの対価である根拠の一つとしている。

しかしながら、地方分権改革会議推進会議が平成 16 年 5 月 12 日に出した、地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見—地方分権改革の一層の推進による自主・自立の地域社会をめざしてによると、その前書きに以下のように述べている。

地方分権改革が目指しているのは、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自己決定の範囲を拡大し、地方の自立性を高めることである。これにより、地方公共団体は、地域の総合的な行政主体として、自主的・自立的な判断に基づいて住民に身近な行政を効率的に処理することが可能になり、その一方で、国は、国家としての存立に関わる事務や全国的な規模・視点で行われることが不可欠な施策・事業の実施など国が本来果たすべき役割を重点的に担うことが可能になり、それらが国全体としての活力を生み出すこととなる。

この様に地方分権が叫ばれる中で、住民と直接接する地方自治体の役割はますます高まり、中でもその旗振り役としての市長の権限と責任は極めて重い。

このような状況下で、市長が通常の勤務時間内に他の職を兼ね収入を得る事は事実上不可能であり、市長が特別職であることから地方公務員法の対象外であり、法で明定していないことをもって市長に兼職が許され、且つ職務専念義務も存しないというのは余りにも皮相な理解と言える。

平成 13 年 7 月 18 日東京高裁平 1 2 (行コ) 2 9 6 号退職手当金請求事件〔宿毛市長退職金請求控訴事件〕の判決で

市長の場合一般職公務員に課せられているような営利企業等の従事制限（地方公務員法 3 8 条）等の法律的拘束からは解放されており、特に生活保障という意味ではその退職手当の性質を一般職公務員と全く同一に考えることはできないとしても、給与の後払いとしての性質があることは否定できないし、現実の地方行政の中で他の職を兼ねて収入を得ることは事実上容易ではないから（むしろ政治的にはその職に専念すべき要請は格段に高いと思われる。）生活保障的な性質を有することも無視することはできない。（下線控訴人追加）

とされ、実態として兼職は容易でないし、職務に専念すべき事を判示しており、市長の兼職の可否及び職務専念義務が市長の給与が実質的にその地位に対して支給される根拠とはなり得ない事は明らかである。

（４）市長の給与と議員の報酬の違いについて

地位に対して報酬が支払われる議員については、その報酬は民事執行法第 1 5 2 条から全額差し押さえの対象とされるのに対し（行実 昭和 3 1 年 1 1 月 1 日甲第 1 4 号証参照）、市長の給与は差し押さえに一般職と同じ制限が与えられている事からも（甲第 1 3 号証参照）、市長の給与と議員の報酬にはその性格に明らかな差があり、これからも市長の給与が議員と同様その地位に対し支給されるとの判断は誤りである。

（５）市長の給与と職務の対価性について

市長の給与はその勤務の対価であることは既に主張したが、仮に百歩譲って、市長の給与が地位そのものの効果（対価）であることを是認したとしても、市長としての職務を全く果たさず、市の体面を汚し、市民の市政への信頼を失墜させたなかで、形式的にその地位にあることを理由に給与の全額を支給することは極めて正義に反する行為である。

一般に地位に対して給与を支給すると言うことは、地位にあることの有形無形の効果と支給した給与が均衡しているとの前提に立ったものである。原判決で「誠実に管理し及び執行する義務を負う（同法 138 条の 2）ことを前提として」と判示しているが（判決 P 1 6）、この義務を果たすことが地位にあることの有形無形の効果と給与の均衡を可能にする前提であることを示している。本件においては市長が誠実に管理し執行する義務を果たしていないことは明らかであり、実質的職務（効果）は勿論、あってはならない不祥事によりその地位にあることそのものが、市にとって又市民にとって障害となることはあっても無形の効果など到底期待できるものではない。

以上から、仮に一般論として市長の給与がその地位の対価として支給されることを認めたとしても、本件については地位にあることのみで給与を支給することが出来ないことは明らかである。

以上から、市長の職務内容が一般職の職員と異なることは首肯できるが、その事をもって市長の給料と勤務との対価性を否定する合理的な根拠となり得るものではない。